

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
 (保険会社向けの総合的な監督指針改正案)

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅱ-2-1-4 経理処理			
1	Ⅱ-2-1-4(8)	<p>本邦においては再保険のリスク移転の確実性に関する判断基準が存在しない。詳細は欧米の実例にならない会計基準などの実務基準で定めるべきと考えるが、その場合、本年12月に予定されている保険に関する国際会計基準 Phase2 の公開草案発表後にその内容に則る形で論議していくことが適当と考える。</p> <p>共通の判断基準が完成するまでの間、リスク移転の確実性については保険会社各社が会計士と相談の上判断することで良いか。</p>	<p>再保険のリスク移転の確実性に関する判断は、各社において、再保険の契約内容や再保険の対象となっている保険契約のリスク特性を個別具体的に勘案しながら行っていくものと考えています。</p> <p>その際、実務基準や実務の慣行が存在するのであればそれを踏まえ、また、会計監査人や保険計理人とも連携しつつ、判断が行われるものと想定しています。</p>
2	Ⅱ-2-1-4(8)	<p>「なお、回収の蓋然性の評価にあたっては、少なくとも再保険契約を引き受けた保険会社又は外国保険業者の財務状況について、できる限り詳細に把握する必要があること」とあるが、回収の蓋然性は当該保険会社又は外国保険業者の再保険金支払能力によって評価されるものと認識している。</p> <p>このため、実務上は、例えば、格付機関による当該保険会社又は外国保険業者の格付や資産の自己査定結果等をもとに判断を行うことも、一つの選択肢であると認識しているが、そのような理解で良いか確認したい。</p> <p>また、保険会社等の財務状況について、「できる限り詳細に把握する」との記載は、上記選択肢にかかわらず、出再エクスポージャーの多寡による会社の経営健全性への影響の重要性によっては、自己資本の状況等につき、さらなる情報把握に努めるということが良いか。</p>	<p>他の保険会社等の財務状況の詳細な把握は一般には難しい面もありますが、回収の蓋然性の評価のために有用な情報は、引受保険会社等に提供を求めることも含め、積極的に収集していくべきと考え、「できる限り詳細に把握する」としたものです。</p> <p>貴見にあるような格付機関による格付についても、状況によっては判断材料となり得ますが、格付だけでなく、様々な公開情報を活用することも考えられます。</p> <p>いずれにしても、出再エクスポージャーの多寡による会社の経営健全性への影響なども加味しつつ、引受保険会社等の財務状況を判断する上で十分な情報を、可能な範囲で収集することが重要であると考えています。</p>
3	Ⅱ-2-1-4(8)	「保険会社又は外国保険業者の財務状況について、できる限り詳細に	同上

		<p>把握する必要があること。」とあるが、外国保険業者の中には保険会社グループ化し、各構成保険会社の財務状況を公表していない場合も多い。また、実務では、保険会社グループ全体について財務的な評価をすることある。</p> <p>一方、再保険先の財務的評価を「財務状況について、できる限り詳細に把握する」ことに代えて、格付け機関の行う格付けの結果を利用することもある。</p> <p>上記の事情から、「財務状況について、できる限り詳細に把握する」を「財務状況について、的確に把握する」に改めていただきたい。</p>	
4	II-2-1-4(8)	<p>外国損害保険業者の日本の支店が、当該業者と同一のグループの再保険会社と再保険契約を締結する場合において、「再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目して判断」するときの具体的な項目・基準等をご教示いただきたい。</p>	<p>再保険の引受先が当該業者のグループ会社の場合には、グループ内の資本関係や再保険等の取引関係などによっては、リスクが確実に移転できていないこと(例えば、当該業者の子会社を再保険の引受会社とするケース)があり得ます。</p> <p>お尋ねのような場合には、このようなグループ特有の留意点がありますが、その点を除けば一般の場合と同様に判断するものと考えています。</p>
5	II-2-1-4(8)	<p>「再保険金等の回収の蓋然性」とは文意から「再保険金等が確実に回収できるかの程度」と理解するが、「再保険金等を回収する頻度」とも読める。</p> <p>「再保険金等の回収の確実性」等紛れのない表現に改めてはどうか。</p>	<p>「再保険金等の回収の蓋然性」は、貴見にもあるとおり、再保険金等が確実に回収できるかの程度を意図しており、修正の必要はないと考えています。</p>
6	II-2-1-4(8)	<p>「少なくとも再保険契約を引き受けた保険会社又は外国保険業者の財務状況について」とあるが、財務状況に加えてどのような項目が考えられるかご教示いただきたい。</p> <p>保険業法(平成七年六月七日法律第百五号)第五条の各号に定める</p>	<p>当該保険会社単体の財務状況だけでなく、当該保険会社のグループ会社の財務状況について考慮することが考えられます。</p> <p>また、会社固有の状況のほか、当該保険会社等の所在国における金融情勢やマーケットの動向を考慮することも考えられます。</p>

		事項のことか。	
Ⅱ-2-6-1 統合リスク管理			
7	Ⅱ-2-6-1-1	「大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては、(中略) これらのリスクを統合して管理することができる態勢を整備することがより一層重要である。」とは、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社以外の保険会社においては、Ⅱ-2-6-1-2の着眼点に書かれている事項をすべて充足していなくても、会社の規模や特性に応じた態勢を構築していれば良いと理解してよいか。	<p>監督指針は、この項に限らず、評価項目の全てについて各々の保険会社に一律の対応を求めるものではありません。</p> <p>統合リスク管理についても同様であり、保険会社の業務やリスクの特性、規模、複雑性に応じて、適切な態勢を構築するものであると考えています。</p>
8	Ⅱ-2-6-1-1	大規模かつ複雑なリスクを抱える海外保険業者の本邦で免許を受けている大規模かつ複雑なリスクを抱えていない支店は、「大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社」ではないとの理解でよいか。	<p>統合リスク管理は、保険会社の業務やリスクの特性、規模、複雑性に応じて、適切な態勢を構築するものと考えています。</p> <p>お尋ねのケースであれば、支店形態であることで、例えば本店のリスクの伝播が起こり得るのであれば、そのようなリスクを考慮したリスク管理態勢を構築する必要があると考えています。</p>
9	Ⅱ-2-6-1-1	「大規模かつ複雑なリスク」であるかどうかの判断基準を明確にしたい。	<p>「大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては、(中略)リスクを統合して管理することができる態勢を整備することがより一層重要である。」との記述に関するお尋ねと理解しました。</p> <p>この文章は、統合リスク管理の意義について述べたものであり、「大規模かつ複雑なリスクを抱える」かどうかを基準に、統合リスク管理を行う必要があるかどうかを区分する意図はありません。</p> <p>いずれにしても、保険会社は、その業務やリスクの特性、規模、複雑性に応じて、適切な統合リスク管理の態勢を構築すべきと考えています。</p>
10	Ⅱ-2-6-1-1	ここで求められている統合リスク管理の高度化については、上記「大	貴見のとおりと考えています。

		規模かつ複雑なリスク」を抱えるかどうかに加えて、保険会社の法的形態(損害保険会社、外国損害保険業者の日本の支店、など)をも斟酌し、適切性を判断すると解してよいか。	
11	Ⅱ-2-6-1-2(3)	<p>改正監督指針案Ⅱ-2-6-1-1では、「こうした「統合リスク管理」の枠組みはまだ完全に確立されていないが、保険会社においては、これまで相応の取組みが行われてきており、リスク管理のさらなる高度化に向けて不断の取組みが必要である。」と記載されていることから、現時点において、完全な「統合リスク管理」が、すべて求められるものではなく、今後、各社におけるリスク管理の高度化に向けた取組みが期待されると認識しております。ついては、リスク管理の高度化という視点から、以下の二点につき確認させていただきたい。</p> <p>『ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について(平成19年4月3日)』において、経済価値に基づく評価手法の導入は、中長期的課題と位置づけられており、経済価値に基づくリスク測定・評価手法の更なる高度化が必要とされています。</p> <p>したがって、経済価値評価に基づく評価手法は今後確立されていくことと思われ、経済価値評価に基づく統合リスク管理手法も完全に確立されている状況には必ずしもないと認識されることから、各社においてとりうる最善の対応を講ずることでもよい、との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(注)確認事項の二点目は項番15に掲載</p>	<p>経済価値ベースの評価については、監督指針の案文にもあるとおり、現時点で経済価値評価に基づく統合リスク管理手法が完全に確立されていない場合には、各社でとりうる最善の手法により対応することを想定しています。</p>
12	Ⅱ-2-6-1-2(4)	<p>金融検査マニュアルにおいて、「統合リスク管理」とは統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で図り、各種リスクを統合(合算)して自己資本と対比することによって管理するものと定義されている。</p>	<p>ご指摘のとおり、預金取扱金融機関の検査マニュアルと保険の監督指針における「統合リスク管理」の用語の定義には差異があります。今般、保険の監督指針に新たに着眼点として加えた「統合リスク管理」は、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、シ</p>

		例えば、「また、計量化の対象とならないリスク～」以下にある「統合リスク管理」は、金融検査マニュアルにいう「統合的リスク管理」が相当すると思われ、他の部分も含め、「統合リスク管理」と「統合的リスク管理」の使い分けを明確にすべきではないか。	ステムリスク等の種々のリスクを統合して管理する態勢の整備を求めたもので、その具体的手法については、各社の経営方針やリスク特性、規模、複雑性に応じて、多種多様な手法があり得ると考えています。こうした中で、保険会社の監督にあたっては、監督指針に記した着眼点に沿って、リスク管理態勢を評価していくこととしており、原案の標記を維持することとします。
13	II-2-6-1-2(6)	「継続性評価」について、具体的な定義を確認したい。	継続性評価とは、「保険会社が、自社が継続可能であるかどうかを評価すること」です。
14	II-2-6-1-2(6)	「将来収支分析を利用して～」との記載があるが、ここでいう「収支分析」とは保険業法第121条第1項第3号の確認(いわゆる3号収支分析)を指すという理解で良いか。	貴見のとおりと考えています。
II-2-6-2 ストレステストの実施			
15	II-2-6-2-2	仮想のストレスシナリオについては、テスト時点では非現実的と思われるシナリオも含まれる場合があると考えられますが、そのようなストレステストの位置づけは、各社が自社のリスク管理の枠組み自体を検討する中で、基本的な考え方を定めるということであり、ストレステストの結果算出された最大損失額について、一律に資本積増し等を要請するものではなく、ストレステストの結果を、自社のポジションの確認、資本の充分性の確認や検討等、各社の使用目的に沿って活用することが想定されている、との理解でよろしいでしょうか。	ストレステストについては、様々な用途が想定されることから、各社においてストレステストの基本的な考え方を明確に定め、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されていることが重要であると考えています。
16	II-2-6-2-2(4)	主要行向け監督指針では「経営陣」と記載されている。一方、保険会社向け監督指針案では「代表取締役又は担当取締役」と記載されているが、担当を委嘱されている責任執行役員(取締役ではない)も「代表取締	ここでいう「代表取締役又は担当取締役」とは、(財務の健全性の確保に関して)経営上の責任を負っている者を意図しており、実質的に同等の職責を負うのであれば、役職名にとらわれる必要はありません。

		役又は担当取締役」の中に含むことを確認したい。	
Ⅱ-2-6-6 資産運用リスク管理態勢			
17	Ⅱ-2-6-6-2(2)	①について、市場リスクの管理として、「特殊なリスク特性を有する保有資産のリスク」とあるが、具体的にはどのようなリスクを想定されているのか、ご教示いただきたい。	<p>「特殊なリスク特性を有する保有資産のリスク」とは、オルタナティブ投資商品の進展等を踏まえれば、様々なリスクプロファイルが考えられるところであり、今後もその多様化が進むことが考えられます。従って、その一部を取り出して監督指針中に例示することは馴染まないと考えています。</p> <p>なお、一般的には、デリバティブ組込型商品等のように、伝統的な金融商品に比して多種類のリスクファクターが複合的に組み込まれているような商品が想定できる場所であり、例えば、「金利・株式・通貨等のデリバティブを内包した仕組債・投資信託等の有価証券」、「CDSを参照指標として投資収益が変動するクレジットリンク商品（債券・投資信託・ローン）」などの商品も、特殊なリスク特性を有する商品として念頭においているところです。</p>
18	Ⅱ-2-6-6-2(3)なお書き	<p>信用リスクを保険の形態で保証する場合の対応は、あくまで、市場性のあるクレジット商品への投資と同様のリスクを引き受けているものを念頭に置き、保険形態で保証する場合であっても、保証対象のクレジット商品の信用リスクの変化等を把握し、適切な信用リスク管理を行うことを目的としたものと理解している。この点をより明確化するためには、以下のような記述とすべきではないか。</p> <p>[(3)のなお書き] (原案) なお、信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、その性質に応じ、基本的には同様の留意が必要となる。 (変更案) なお、市場性のあるクレジット商品(市場性のあるローンやC</p>	<p>「信用リスクを保険の形態で保証する場合」として、貴見のように、市場性のあるクレジット商品の保証を行う保険のほか、(市場性のない)信用リスクを保証する保険で、信用リスクを移転するという意味でCDS取引等と実質が同じであるものについても念頭に置いています。したがって、原案どおりとします。</p>

		<p>DS取引も含む)の信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、その性質に応じ、基本的には同様の留意が必要となる。</p> <p>また「信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、同様な留意を行い、必要に応じて保険契約準備金の追加積立てをしているか」における「信用リスクを保険の形態で保証する場合」とは、同様に「市場性のあるクレジット商品の信用リスクを保険の形態で保証する場合」と理解して良いか</p>	
19	Ⅱ-2-6-6-2(3)①	<p>保険形態で保証している証券化商品等の時価変動のうち、当該証券化商品等の流動性に係る価格変動は、将来の保証の支払の蓋然性には関係しないとともに、保険負債の評価に関しては、現在、IASBを中心に評価のあり方を国際的にも議論しているところであり、金融商品と同様の評価を行うことをあるべき姿と考えるかのような記述とすることは時期尚早とも考えられる。</p> <p>一方で、保証している証券化商品の原資産にかかる将来キャッシュフローの下方修正により時価が低下し、将来の保証の支払の蓋然性が高まっていると捉えられる場合には、価格変化等も信用リスク管理の参考情報となり得るとともに、保険契約準備金の積立てが必要となるケースも考えられる。</p> <p>上記を踏まえ、以下の2点について確認したい。</p> <p>A:「①商品の適切な価格評価」について、「必要に応じた保険契約準備金の追加積立て」とは、「保証対象のクレジット商品の価格変化等から将来の保証の支払の蓋然性が高まっていると判断される場合などに、必要に応じ、当該判断を保険契約準備金の積立ての判断にも反映する」と理解して良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えています。</p>

		(注)確認事項の二点目は項番 20 に掲載	
20	Ⅱ-2-6-6-2(3)①	<p>B:「①商品の適切な価格評価のAの括弧書き」について、「信用リスクを 保証する保険の場合には、例えば引受け時点における評価をもとに、 その後の信用リスクの変化等を把握し、負債価値の再評価を行うことも 考えられる。」とあるが、「負債価値の再評価」とは、「必要に応じ、保険 契約準備金の積立ての判断に反映すること」と理解して良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えています。</p>
21	Ⅱ-2-6-6-2(3)①	<p>「①商品の適切な価格評価」について、「価格評価を行い、会計処理 にも反映しているか(信用リスクを保険の形態で保証する場合において も、同様な留意を行い、必要に応じて保険契約準備金の追加積立てをし ているか)」とあるが、会計ルール上、時価評価を行わないローンについ ては、以下の取扱いで良いか確認したい。</p> <p>自己査定において、信用状況悪化等により時価が大幅に下がってい る先を査定対象に加えるなど、時価の動向を査定内容に適宜反映させ るが、ローンは約定回収を前提としており、通常、時価額が回収額とはな らないので、時価額自体を直接自己査定の分類額に反映させることはし ない。</p>	<p>監督指針の改正によって会計基準を見直すことは意図しておらず、現 行の会計基準に沿った処理を想定しています。</p>